

様式第2号（標準協定書）

経営管理事業（県営林材安定供給モデル事業）
協定書（ 地区）

愛媛県（以下「甲」という。）と、〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり
県営林材安定供給モデル事業 経営管理事業（ 地区）に係る協定を締結する。

（信義忠誠の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

（協定の対象とする森林）

第2条 この協定の対象とする森林（以下「協定対象森林」という。）は別紙1
に表示する森林とする。

なお、協定対象森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（協定の期間）

第3条 この協定期間（以下「委託期間」という。）は次のとおりとする。

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

（委託事項）

第4条 乙は、協定対象森林をその区域に含む市町村森林整備計画及びこの協
定（別紙2に示す森林施業の実施に当たっての特記事項を含む）及び第10条
の年度事業計画書に従い、協定対象森林に関する次の事項（以下「委託事項」
という。）を実施するものとする。

（1）立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業を実施すること。

（2）作業路網その他の施設の整備を実施すること。

（3）森林の保護のため、現況の把握、境界の巡視等を行い、異常を発見した
ときは甲に報告すること。

2 前項第1号又は第2号において伐採された木竹の取扱いについては、別途
定めるものとする。

3 甲は、この協定の履行について、乙から要請があった場合にはこれに協力す
るものとする。

（森林の立入り及び施設の利用等）

第5条 乙は、委託事項の実施のため必要があるときは、協定対象森林に随時立
ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は協定対象森林内に設置された
作業路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることがで

きる。

- 2 乙は、委託事項の実施のため必要があるときは、協定対象森林内に作業路網その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(森林経営計画の作成及び実行)

第6条 乙は、委託事項を実施するために、協定対象森林について単独で又は他の森林所有者若しくは森林所有者から森林の経営の委託を受けた者と共同して森林法第11条に規定する森林経営計画を作成し、その認定（変更の認定を含む。）を受けるとともに、当該森林経営計画に従い、森林の経営を行うものとする。

- 2 前項において、森林経営計画の計画事項である「森林の経営に関する長期の方針」については、乙は甲と協議してこれを作成するものとする。

(委託事項に関する実施状況の報告及び是正要求等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは何時でも乙に対し委託事業の実施状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

- 2 甲は、委託事項の実施状況について、適切でないものがあると認めたときは、乙に対して是正を求めることができる。
- 3 乙は、甲から前項の是正要求があったときは、誠実に対処し、その結果を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 協定対象森林について委託事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとし、別途契約を締結するものとする。

(補助金の交付申請等)

第9条 乙は、第6条の森林経営計画の認定を受けた場合、必要に応じて、委託事項の実施等に係る補助金の交付申請及び受領を行うものとする。

(年度事業計画の提出)

第10条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに年度事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

- 2 乙は、前項の年度事業計画書に明示する森林施業の実施箇所において、面積及び延長の事業量の20%を超える増減がある場合は、その内容及び理由を明示して甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、第1項の年度事業計画書に明示する森林施業の一部をやむを得ず取り止める場合及び同計画書に明示されていない森林施業について新規に実施

するときは、その内容及び理由を明示して甲の承認を得なければならない。

(実績報告書の提出)

第 11 条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに年度事業実績報告書（様式第 4 号）を提出しなければならない。

(損害の補填等)

第 12 条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。

- 2 この協定に関して乙の責に帰すことのできない事由によって甲に不利益などが生じた場合は、甲乙協議の上、協力して解決に当たらなければならない。
- 3 乙が委託事項の実施その他この協定により属せられた権原に基づき行う行為に関し補助金等の交付を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命じられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該補助金額を負担するものとする。

(災害等による委託事項の不実施)

第 13 条 次の各号に掲げる場合において、委託事項を実施する予定の森林について当該委託事項を実施することが不可能又は不適当となったときは、乙は当該委託事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- (1) 災害その他の原因により協定対象森林の全部又は一部が損壊したとき
- (2) 作業路網の損壊等により協定対象森林への到達が困難となったとき
- (3) 協定対象森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (4) この協定に基づき甲乙間で行われることになっている協議が整わないとき、又は経済環境や行政対応などの外的環境の大幅な変化により事業の継続があきらかに困難になったとき

(債務不履行による協定の解除)

第 14 条 甲は、乙が正当な理由なく委託事項を履行せず（前条各号に掲げる場合において当該委託事項を実施することが不可能又は不適当となったときを除く。）、第 7 条の是正要求にも応じない場合は、1 か月を下らない期間の予告を行った上で、この協定を解除することができる。

(情報の管理)

第 15 条 乙は、本協定に係る事業の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本協定期間が満了し、若しくは本協定が解除された後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）及び別紙 3「個人情報取扱特記事項」の規定に準拠し、本協定に係る事業の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の自己の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（その他の事項）

第 16 条 この協定に定めのない事項を定め、又は協定事項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

年 月 日

（甲） 住 所

氏名又は名称

（乙） 住 所

氏名又は名称

協定対象森林

[illegible]

注:1 年 月現在

2 契約対象森林(作業路網その他の施設を含む。)の所在は、別添の図面のとおり

別紙2（第4条第1項関係）

森林施業の実施に当たっての特記事項

第1章 共通事項

第1 環境影響評価

- 1 乙は、各作業現場での作業を実施するにあたり、「森林作業チェックリスト」（別添1）を用い、作業前の環境影響評価を行うとともに、各作業現場での作業後においても同リストを用い、環境影響の確認を行うものとする。

第2 安全管理

- 1 乙は、作業を実施するにあたり、作業手順、環境配慮及び危険予知（KY）の確認を行い、労働災害を未然に防止するため、「安全装備装着マニュアル」（別添2）に基づく作業状況・作業種に応じた安全装備を装着するとともに、『林業・木材製造業労働災害防止規程』に基づく作業を行わなければならない。

第2章 作業手順等

第1 県営林育林事業

- 1 県営林育林事業は、県営林経営計画の施業技術基準及び特記事項に基づく適正な施業の実施により健全な森林の育成に努め、木材生産機能を始め森林の持つ公益的機能を高めることを目的とする。
- 2 作業方法等については、育成単層林整備及び育成複層林整備に区分し、それぞれに応じた施業を行うものとする。

第2 育成単層林整備

1 地拵え

苗木を植栽する際に、一定の植栽配列のもとに植付けできるよう、伐採跡地における未木枝条の片付け、雑草・かん木類の刈払い等、植栽木にとって良好な環境を整備する作業をいう。

作業手順

- （1）区域内にある雑草、木竹、笹等の地被物は、根元から伐倒または刈払うこと。
- （2）地拵えの方法は、全刈・筋置地拵えを標準とする。
- （3）棚積み間隔はなるべく広くし、原則として等高線状に整理すること。
- （4）樹形が良く生育の見込みのある有用樹種は残存させ、損傷しないこと。
- （5）人工林跡地で枝条・植生の少ない箇所は、無地拵えとし、気象害、獣害が予想される箇所は、筋刈及び階段地拵えを検討すること。

環境配慮

- （1）広葉樹等は施業に支障のない限り林内に残すこと。

2 植栽

作業手順

- （1）植栽本数はha当たり2,400本～3,000本を標準とし、植栽樹種は、甲と協議するものとする。
なお、法制限がある場合はそれを遵守するものとする。
- （2）植栽方法は、ていねい植えて、配列は点状（正方形）仕立を標準とする。
- （3）植付点を中心に十分に地被物を取り除き、苗木の根張りに応じた穴を全体に耕耘し、根茎、石礫、塵芥等を全て除去すること。
- （4）表土は、植穴の近くにおいて、四散しないようにし、地被物を混入させないこと。
- （5）植穴中央に挿入した苗木は、根を十分に広げ、根を曲げたり地表に露出させた

りしないようにし、細土で覆い、その途中で苗木を揺り動かしながら、心持ち引き上げるようにして根の位置を正常にして、足でよく踏み固め、地被物で根元を覆うこと。

- (6) 道路沿いの植栽地は、将来伸びた枝が通行の妨げとならないよう十分距離をとって植栽すること。
- (7) 苗木は良好な管理のもと、適当な規格品を適期に搬入し植え付けること。
- (8) 苗木を受領したときは、速やかに施工箇所に植栽し、また、そうでないときは速やかに仮植すること。
- (9) 仮植地は、なるべく林地に近い日陰、適潤、雨水の停滞しない箇所を選定すること。
- (10) 仮植地から植栽地までの小運搬は、苗木袋等を利用し、根部の乾燥を防ぐよう処置すること。

環境配慮

- (1) 活着を図るため、苗木の乾燥を防ぐこと。
- (2) 野生動物による食害が予想される場合は、防護柵の設置等防除措置を講ずること。

3 下刈

苗木植栽後、陽光にあたる一定の高さになるまでの間、植栽木がまわりの雑草木等に被圧され成育が害されるのを防ぐために雑草木等を刈払う作業をいう。

作業手順

- (1) 全刈を標準とし、区域内にある植栽木以外の下層植物は、地際から刈払い、植栽木を被覆しないように列間を低く片付けて置くこと。但し、植栽以外の樹木で生育見込みのある有用樹種は存置すること。
- (2) 二又以上の幹となる恐れのある植栽木は、その最良のものを1本残して他を切り離すこと。
- (3) 刈払いは、雑草木・竹・つる茎類の繁茂の甚だしい箇所から着手するとともに、つる茎類は植栽樹幹から丁寧に除去すること。
- (4) 獣害が危惧される場合は、全刈を避け雑草との混成を維持する方法（筋刈等）を検討すること。

環境配慮

- (1) 林分の状況を判断し、方法を決定すること。
- (2) 必要以上の下刈りは、避けること。
- (3) 広葉樹は、植栽木の生長を妨げない限り残すこと。
- (4) 刈払いに際しては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと。
- (5) 刈払った下層植物は、その場所に存置し林外に持ち出さないこと。
- (6) 鳥類の営巣が見られるときは営巣の妨げにならないよう配慮すること。

4 つる切り

つる類が植栽木に巻きつき、植栽木に当たるべき陽光を奪い成長を鈍らせ、また新梢に巻きついて梢端を傷つけ、さらには幹に絡んで巻きしめてしまうため、これを除去する作業をいう。

作業手順

- (1) 植栽木に絡みついているつる類は、1.5～2.0mの位置及び根株の頂端で切断し、樹幹から完全に除去すること。
- (2) つる類の繁茂の甚だしい箇所より実施すること。

環境配慮

- (1) つる類の切断除去に際しては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと。

5 除伐

植栽木の生育を阻害する雑木や植栽木の成長を妨げる植栽木の不良・不用木を伐り捨て、形質成長の良い木の成長を促す作業をいう。

作業手順

- (1) 植栽木を伐倒、除去し、林分の密度調整を行うとともに、植栽木の生育を阻害し、又は今後阻害する恐れのある広葉樹等を伐倒、除去すること。
- (2) 植栽木の伐除については、次のものから優先的に伐倒すること。（但し、伐倒しても林内構成上支障がないものに限る。）また、安全上支障のない枯死木はできるだけ残すこと。
 - ア 病虫害、獣害、風害等の被害木
 - イ 木肌における傷や腐り木
 - ウ 根曲がりや樹幹の曲がり木
 - エ ねじれや二股等の異型木
 - オ 優勢木に接近している劣勢木
 - カ 年輪が広いあばれ木
- (3) 伐倒により掛り木になった場合は、その都度適切に処理すること。
- (4) 主林木が無い箇所は、有用樹等を残存しておくこと。
- (5) つるが幹に巻きついている場合は、つる切りを併せて行い、樹幹から除去しておくこと。
- (6) 伐倒木が、残存木の生育に支障のある場合及び道路上、境界脇にある場合は、適切に処理すること。

環境配慮

- (1) 可能な限り下層に生育する広葉樹を残し、林地保全に配慮すること。
- (2) 伐倒に際しては、残存木への損傷を最小限にするとともに、協定対象外（周囲等）の立木等を傷つけないよう注意して施業を行うこと。
- (3) 急傾斜地においては、伐倒木は幹が地面につくようにして等高線沿いに置くこと。
- (4) 河川等にかかっている、または流れ込む恐れがある倒木を処理すること。

6 枝打

無節の良質材の生産を主目的として、枯れ枝やある高さまでの生き枝を、その付け根付近から除去する作業をいう。

作業手順

- (1) 枝打の対象木は、通直、完満、樹冠に欠点のない健全木を選定して実施すること。
- (2) 細目ノコを使用し、できるだけ低くかつ平滑に切ること。
- (3) 枝打は、切口の樹皮を剥がさぬように、かつ枝隆は残すよう注意すること。
- (4) 打ち枝は、根元付近に整理しておくこと。
- (5) 林縁木は、外側の生枝は枝打ちせず、片枝とすること。
- (6) つる類が樹幹に巻き付いている場合は、切断除去すること。
- (7) あばれ木の枝、または樹幹の形質を損する恐れのある枝は、適宜枝打すること。

環境配慮

- (1) 枝打対象木に鳥類の営巣が見られるときは、営巣の妨げにならないよう配慮すること。

7 間伐

除伐から主伐までの間、樹木の生長量に合わせた適正空間を維持させ健全な生長を促進することを目的に、植栽木の密度を適正密度に誘導する伐倒作業をいい、伐倒木の価値に応じて切捨間伐及び搬出間伐に区分し施業を行うものとする。

(1) 共通事項

作業手順

- ア 植栽木を伐倒、除去し、林分の密度調整を行うとともに、植栽木の生育を阻害し、又は今後阻害する恐れのある広葉樹等を伐倒、除去すること。
- イ 伐倒により掛り木になった場合は、その都度適切に処理すること。
- ウ つるが幹に巻きついている場合は、つる切りを併せて行い、樹幹から除去しておくこと。

環境配慮

- ア 可能な限り下層に生育する広葉樹を残し、林地保全に配慮すること。
- イ 間伐のための下刈りは、伐木等作業の際の安全を確保しつつ最小限にすること。
- ウ 伐倒に際しては、残存木への損傷を最小限にするとともに、施業対象外（周囲等）の立木等を傷つけないよう注意して施業を行うこと。
- エ 河川等にかかっている又は、流れ込む恐れがある倒木を処理すること。

(2) 切捨間伐

伐倒木の形質が悪く木材としての価値が低いため、林内に伐倒したまま放置する間伐のこと。

作業手順

- ア 植栽木の伐除については、次のものから優先的に伐倒すること。（但し、伐倒しても林内構成上支障がないものに限る。）また、安全上支障のない枯死木はできるだけ残すこと。
 - ア) 病虫害、獣害、風害等の被害木
 - イ) 木肌における傷や腐り木
 - ウ) 根曲がりや樹幹の曲がり木
 - エ) ねじれや二股等の異型木
 - オ) 優勢木に接近している劣勢木
 - カ) 年輪が広いあばれ木
- イ 間伐率は、概ね30%程度とする。
- ウ 伐倒木は、残存木の生育に支障のある場合及び道路上、境界脇にある場合は、適切に処理し、下流に流出しない程度の整理を行うこと。
- エ 伐倒位置（株高）は、概ね40cm以下とすること。

環境配慮

- ア 伐倒木は、短材に切断し、林内通行の障害にならないよう整理すること。
- イ 急傾斜地においては、伐倒木は幹が地面につくようにして等高線沿いに置くこと。

(3) 搬出間伐

伐倒木に利用価値があり、木材として素材生産販売しても採算が見込めるため、山土場まで集運材する間伐のこと。

作業手順

- ア 定性間伐の場合、定性（適寸）的間伐による選木を行うこと。
- イ 列状間伐の場合、伐採間隔（距離・列数）を決定すること。
- ウ 間伐率は、概ね30%程度とし、集運材の方法については任意とする。

環境配慮

- ア 機械運転、機械架設撤去に際しては、責任者の配置と安全の確保を図ること。

8 集運材

伐倒木（素材）を集材し、山土場まで運搬（搬出）する作業をいう。

作業手順

- (1) 不採算素材については、山土場への集運材は行わないこと。
- (2) 素材は損傷しないよう、山土場に適切に集積しておくこと。
- (3) 安全に十分配慮のうえ適正に行い、必要に応じて安全施設を設置すること。
- (4) 山土場に素材を残置するときは、盗難防止に努めること。

環境配慮

- (1) 地形、林分の状態、林道・作業道等の配置、集材距離等を考慮し、最も効率が良く、対象林分及び自然環境に負荷の少ない作業方法を選択すること。
- (2) 伐倒木の枝条、木屑等は、河川、溪流に入れないこと。
- (3) 素材、残存木の損傷は、最小限にすること。
- (4) 資材等の放置はしないこと。
- (5) 搬出の際、林道・作業道等を傷めないよう、十分に配慮すること。
- (6) 機械運転、機械架設撤去に際しては、責任者の配置と安全の確保を図ること。

第3 育成複層林整備

1 受光伐（抜き伐り）

下層植生の導入・育成に適した陽光を採り入れ、生育の環境に適した空間を確保するため、前生樹（上層木）を適正な本数に伐倒除去し山土場へ搬出する作業をいう。

作業手順

- (1) 残存本数は、生長・形質の良好なものを選木し、適正配置に努めること。
- (2) 伐倒木は出来るだけ搬出し、地拵え整理を最小限に努めること。
- (3) 搬出方法は、任意とするが、出来るだけ作業道等を開設するように努めること。
- (4) つるが幹に巻きついている場合は、つる切りを併せて行い、樹幹から除去しておくこと。
- (5) 造材方法、搬出時期は、情勢等から判断し有利となるようにすること。

環境配慮

- (1) 可能な限り下層に生育する広葉樹を残し、林地保全に配慮すること。
- (2) 受光伐のための下刈りは、伐木等作業の際の安全を確保しつつ最小限にすること。
- (3) 伐倒に際しては、残存木への損傷を最小限にするとともに、施業対象外（周囲等）の立木等を傷つけないよう注意して施業を行うこと。
- (4) 河川等にかかっている又は、流れ込む恐れがある倒木を処理すること。
- (5) 機械運転、機械架設撤去に際しては、責任者の配置と安全の確保を図ること。

2 地拵え

作業手順

- (1) 下層植栽のため、受光伐残置物を筋置き整理し、また少量の場合は枝条散布地拵えとすること。
- (2) 天然更新の場合は、天然播種が可能なように、筋置地拵えと地表かきおしを同時に行うこと。
- (3) 樹形が良く生育の見込みのある有用樹種は残存させ、損傷しないこと。
- (4) 伐採前地拵えが有利と認められる場合は、それを実施すること。

環境配慮

- (1) 広葉樹等は施業に支障のない限り林内に残すこと。

3 樹下植栽

下層植生として、適当な樹種の苗木を人工植栽する作業をいう。

作業手順・環境配慮

第2 育成単層林整備の2 植栽に同じ。

4 枝落とし

下層木の生育に必要な陽光量を確保するため、上層木の枝を落とす作業をいう。

作業手順

- (1) 上層木の全てを対象とし、概ね8mまで枝を落とすこと。
- (2) 細目ノコを使用し、できるだけ低くかつ平滑に切ること。
- (3) 枝打は、切口の樹皮を剥がさぬように、かつ枝隆は残すよう注意すること。
- (4) 太枝は、巻き込みが遅いため、残枝長を長くすること。
- (5) 打ち枝は、根元付近に整理しておくこと。
- (6) 林縁木は、外側の生枝は枝打ちせず、片枝とすること。
- (7) つる類が樹幹に巻き付いている場合は、切断除去すること。
- (8) あばれ木の枝、または樹幹の形質を損する恐れのある枝は、適宜枝打すること。

環境配慮

- (1) 枝打対象木に鳥類の営巣が見られるときは、営巣の妨げにならないよう配慮すること。

5 保育（下刈り、つる切り、除伐、間伐）

第2 育成単層林整備に同じ。

6 集運材

第2 育成単層林整備に同じ。

第4 県営林素材生産事業

1 伐採・搬出（山土場まで）

作業手順

- (1) 素材は損傷しないよう、山土場に適切に集積しておくこと。
- (2) 安全に十分配慮のうえ適正に行い、必要に応じて安全施設を設置すること。
- (3) 山土場に素材を残置するときは、盗難防止に努めること。

環境配慮

- (1) 地形、林分の状態、林道・作業道等の配置、集材距離等を考慮し、最も効率が良く、対象林分及び自然環境に負荷の少ない作業方法を選択すること。
- (2) 伐倒木の枝条、木屑等は、河川、溪流に入れないこと。
- (3) 伐倒に際しては、残存木への損傷を最小限にするとともに、施業対象外（周囲等）の立木等を傷つけないよう注意して施業を行うこと。
- (4) 資材等の放置はしないこと。
- (5) 搬出の際、林道・作業道等を傷めないよう、十分に配慮すること。
- (6) 年間を通じて流水のある河川、溪流の周辺は、緩衝帯（バッファゾーン）として保全し、混交林化への誘導を図ること。
- (7) 伐倒した木材が最も高い価格で取引されるような採材に努めるとともに、木材の有効利用を図ること。
- (8) 機械運転、機械架設撤去に際しては、責任者の配置と安全の確保を図ること。

第5 林内路網（作業道等）整備

作業手順・環境配慮

- 1 作業道等の林内路網整備は、森林の伐採、土地の形質の変更等が伴うことから、実施に際しては、森林の現況、森林施業の方法、土地利用の状況等を把握し、自然環境の保全に努めること。
- 2 ルート・構造等の選定に当たり、周辺における植生、地形、地質を十分に調査し、景観の維持等に著しい支障を及ぼす事のないよう適切な措置を行うこと。
- 3 平面線形・縦断勾配等の決定に当たり、国土保全、水源涵養、自然環境の保全な

どの森林の持つ公益的機能を保持するため、特に地形の緩急、地形構造の変化等の自然条件に十分対応したものとし、土地の形質の変更等を最小限度にとどめること。

- 4 区域周辺に生育する小動物保護のため、適切な工種工法を選定する。また、魚の生育環境の阻害は行わないこと。
- 5 土砂の移動量を極力抑制するとともに、切土、盛土の均衡を図り、適切な残土処理、法面・斜面の安定に配慮すること。また、地形、地質、気象その他の自然条件を十分に考慮し、河川・溪流箇所横断は出来るだけ避けることとし、やむを得ず横断する場合は、排水処理等の対策を十分に検討すること。
- 6 建設副産物の発生抑制と再利用及び適正処理に努めること。

第6 環境に配慮した作業の実施

1 車輜、機械類の管理

- (1) 車輜、機械器具類は、常時整備点検を行うこと。
- (2) 機械器具類の整備時に油脂の林内への流出を防止すること。
- (3) 車輜の不必要なアイドリングは行わないこと。

2 水質保全

- (1) 油脂等の交換、補給は、溪流付近では行わないこと。
- (2) 河川、溪流付近では、特に水質に悪影響を与えないよう十分配慮し作業を行うこと。

3 土砂災害防止

- (1) 立木等伐倒したものについては、沢に集積しないこと。
- (2) 除・間伐作業を行う場合には、可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮した作業を行うこと。
- (3) 急傾斜地では、伐倒木を等高線沿いに置き、土砂の流出を防止すること。

4 工作物の設置

- (1) 木材等の生物系資材の使用に努めること。

5 廃棄物の処理

- (1) 作業現場において発生する廃棄物については、林内に残さず全て持ち帰り、適正に処理すること。

6 山火事予防

- (1) 作業用機械器具の取扱いには十分注意し、機械使用中の発火に注意すること。
- (2) 喫煙には十分に注意するとともに、吸い殻は適切に処理すること。
- (3) 山菜採りやハイカーに対しても、山火事予防の啓発を行うこと。

森林作業チェックリスト

受託者：	作業箇所：
現場代理人：	作業内容：

作業前 年 月 日記入 ※該当しない場合は斜線「／」を記入する。

✓	確認項目	対応策など
	作業予定林分における作業内容が把握されているか。	
	「特記事項」内に記載されている作業手順が把握されているか。	
	「特記事項」内に記載されている環境配慮が把握されているか。	
	林分の境界は明確か。	
	使用する機械器具は正常な状態か。	
	必要な安全装備がされているか。	
	危険のポイントを把握されているか。	
	危険のポイントへの対応策は考えられているか。	
	作業予定林分に希少野生動植物は生息していないか。	
	作業予定林分内又は隣接して河川、溪流がある場合、作業により土砂が流れ込む恐れはないか。	
	機械のオイル漏れが発生した場合の対応策は考えられているか。取替え部品、目立て器具等は確保されているか。	
	木材を搬出する場合、残存木を傷めることなく搬出する手段が考えられているか。	

	木材の搬出によって路面、路肩等を傷めた場合、修復する手段は考えられているか。	
--	--	--

作業後 年 月 日記入

✓	確認項目	処理内容など
	「特記事項」内に記載されている作業手順が実施されているか。	
	「特記事項」内に記載されている環境配慮が実施されているか。	
	作業林分に希少野生動植物への影響はないか。	
	作業林分内又は隣接して河川、溪流がある場合、作業により土砂が流れ込んではいないか。	
	機械のオイル漏れはないか。	
	木材を搬出する場合、残存木を傷めた形跡はないか。	
	林道（作業道）の路面、路肩等の補修は必要ないか。	
	廃棄物が放置されていないか。	

森林の状態

✓	確認項目	具体的な場所・内容など
	違法行為の形跡はないか。	
	病虫害、獣害の発生はないか。	
	外来種の侵入、拡大はないか。	
	山崩れ等の自然崩壊はないか。	

安全装備装着マニュアル

森林施業の実施に当たっての特記事項「第1章 共通事項 第2 安全管理」に基づき、装着すべき安全装備は次のとおりとする。

1 保護すべき部位別の安全装備について

各部位を保護するため、以下の仕様を満たした安全装備を装着することとする。

但し、当基準による装着以外の安全装備の使用により、同等かそれ以上の防護水準をもたらすことを、使用するものが証明できる場合はこの限りでない。

（1）頭及び全体

いかなる林内作業においても、必ずヘルメットを着用するとともに、服装は袖締りの良い長袖の上衣、裾締りの良い長ズボンを装着する。

（2）足元

- ① 中・重量物（※丸太や機械等、落下した場合に足先が損傷する可能性のあるもの）を扱う場合は、つま先に鉄心（鋼板）が入った靴及び地下足袋を装着する。
- ② チェーンソー使用時は、つま先と甲の部分に切創を防止する保護物が組み込まれた靴及び地下足袋を装着する。
- ③ 移動に支障がある急傾斜地や足元が滑る傾斜地において作業する場合は、滑り止め機能が付いた靴及び地下足袋を装着する。

（3）脚

刈払機使用時は、主に膝下における切創防止機能が備わる刈払防護具とし、チェーンソー使用時は、チェーンソー作業用防護衣（安全ズボン、チャップスなど）を装着する。

（4）手

- ① 刈払機及びチェーンソー使用時は、防振機能を備えた手袋を装着する。
- ② ワイヤロープ取り扱い時は、摩擦による火傷等を防ぐ機能を備えた手袋を装着する。

（5）耳

騒音障害の防止のため、著しい騒音が発生する作業現場（※騒音レベルが 85dB (A) を越える現場）では、イヤーマフまたは耳栓を装着する。

（6）目及び顔

- ① 刈払機及びチェーンソー使用時は、顔全体を防護するバイザー（網）を装着する。
但し、木片等の飛散の危険が少ない条件における刈払機の使用時はゴーグルでも良い。
- ② 下刈り、枝打ち、その他の機械作業において、小木片や薬剤等の危険物が飛散する作業では、ゴーグルを装着する。

(7) その他

- ① 装着する安全装置は、その保護能力を十分に発揮する状態で、かつ、各装備の仕様書等で定められた装着方法によるものとする。
- ② 体に装着すべき装備の他に、作業種・作業環境に応じて仕様書等で定められる携行品を携帯・使用する。
- ③ 薬剤等を使用する場合は、使用説明書に定められた注意事項を厳守する。

2 作業種別の安全装備について

上記の内容を踏まえた作業種ごとの安全装備装着例は以下のとおりとする。

作業内容	安全装備
植付け	ヘルメット、地下足袋（靴）、手袋
下刈り	ヘルメット、地下足袋（靴）、防振手袋、ゴーグル（バイザー）、刈払機防護具（脚部）、※85dB（A）を越える現場においては、イヤーマフ（耳栓）
伐 木	ヘルメット、切創防止機能の備わった地下足袋（靴）、防振手袋、バイザー、チェーンソー作業用防護衣、※85dB（A）を越える現場においては、イヤーマフ（耳栓）
集材作業	ヘルメット、つま先に鉄心の入った地下足袋（靴）、手袋
枝打ち	ヘルメット、地下足袋（靴）、手袋、ゴーグル
薬剤使用	ヘルメット、使用する薬剤に定められた装備
その他	・手作業：植付けの装備と同様 ・刈払機作業：下刈りの装備と同様 ・チェーンソー作業：伐木の装備と同様

別紙 3（第 15 条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 条 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この協定による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 条 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この義務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

（収集の制限）

第 3 条 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第 4 条 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第 5 条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第 6 条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止等）

第 7 条 乙は、この協定による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

- 3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

（資料等の返還等）

第8条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この協定による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第9条 乙は、この協定による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地調査）

第10条 甲は、乙がこの協定による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

（指示及び報告等）

第11条 甲は、乙がこの協定による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故報告）

第12条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償）

第13条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この協定による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第14条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この協定の全部又は一部を解除することができる。

ウィルス対策に関する特記事項

（目的）

第1条 本協定において、乙から甲に提出される電子データを介したコンピューターウィルス感染を未然に防止し、行政事務の安定的な執行を図ることを目的とする。

（ウィルスチェック）

第2条 乙は、事業実施中の提出物や最終成果品など、本業務に関して、甲に提出する全ての電子データについて、提出前にウィルスチェックを行うものとする。

2 ウィルス対策ソフトは特に指定しないが、シェアの高いものを利用すること。また、常に最新のデータに更新（アップグレード）したものを利用すること。

（成果品への記載事項）

第3条 最終成果品を電子媒体で納品する場合は、媒体のラベルにウィルスチェックに関する情報として以下を記載すること。

- ・使用したウィルス対策ソフト名
- ・ウィルス定義年月日またはウィルス定義ファイル名
- ・チェック年月日